

議 第 40 号
平成30年5月18日提出

熊本市就学支援委員会委員の委嘱及び任命について

熊本市就学支援委員会委員を別添のとおり委嘱及び任命したいので、議決を求める。

熊本市教育長 遠藤洋路

(提出理由)

熊本市就学支援委員会条例(昭和53年条例15号)第3条第2項に基づき、委員の委嘱及び任命を行うにあたり、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則(昭和27年教委規則第6号)第1条第12号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものである。
これが、この議案を提出する理由である。

別添

就学支援委員会委員（案）

区 分	氏 名	役 職 等	備考
学識経験者	干川 隆	熊本大学教育学部教授	再任
	伊勢 紘平	くまもと森都総合病院名誉院長（整形外科）	再任
	小笠原 嘉祐	ピネル記念病院理事長	再任
	岡田 稔久	くまもと発育クリニック院長	再任
	渡邊 健	わたなべ眼科クリニック院長	再任
	鮫島 靖浩	熊本大学医学部附属病院講師（耳鼻咽喉科）	再任
	河田 将一	九州ルーテル学院大学教授	再任
	藤原 志帆	熊本大学教育学部准教授	再任
	菊池 哲平	熊本大学教育学部准教授	再任
教育関係者	泉田 一博	熊本市立慶徳小学校校長	新規
	宮崎 明子	熊本市立桜井小学校教諭	再任
	楠本 信一	熊本市立植木小学校教諭	再任
	浦塘 桂子	熊本市立桜木中学校教諭	再任
	宮本 淳一	熊本市立藤園中学校教諭	再任
	澤 栄美	熊本市立帯山中学校養護教諭	新規
	高木 優子	熊本支援学校 小学部主事	再任
行政関係者	松葉佐 正	子ども発達支援センター所長	新規
	古賀 久美子	健康教育課指導主事	再任

任期 2018年6月1日から2020年5月31日まで

昭和53年3月31日

条例第15号

改正 平成14年9月24日条例第44号

平成14年9月25日条例第45号

(題名改称)

平成28年3月24日条例第55号

(設置)

第1条 障害を有する児童、生徒等の適切な就学及びこれらの者への教育的支援を図るため、熊本市就学支援委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(平14条例45・全改、平28条例55・一部改正)

(所掌事務)

第2条 委員会は、熊本市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 障害の種類及び程度に応じた適切な就学に関する事項
- (2) 障害を有する児童、生徒等への教育的支援に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、その他教育委員会が必要と認める事項

(平14条例45・平28条例55・一部改正)

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係教育機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平14条例44・一部改正)

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年9月24日条例第44号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年9月25日条例第45号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月24日条例第55号）
この条例は、平成28年4月1日から施行する。

熊本市就学支援委員会運営規則〔総合支援課〕

昭和61年2月27日

教委規則第8号

改正 平成5年3月26日教委規則第4号

平成11年3月29日教委規則第16号

平成14年3月29日教委規則第4号

平成14年9月27日教委規則第12号

平成14年9月30日教委規則第13号

(題名改称)

平成21年5月27日教委規則第7号

平成24年2月15日教委規則第12号

(題名改称)

平成28年3月29日教委規則第27号

(目的)

第1条 この規則は、熊本市就学支援委員会条例(昭和53年条例第15号)第8条の規定に基づき、熊本市就学支援委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(平14教委規則13・平28教委規則27・一部改正)

(委員)

第2条 委員会の委員は、次に掲げる者をもってあてる。

- (1) 学識経験を有する者
大学関係者 心理学者 教育学者
医師 内科小児科医 精神神経科医 整形外科医 耳鼻咽喉科医 眼科医
- (2) 関係行政機関の職員
福祉関係職員
教育委員会事務局職員
- (3) 関係教育機関の職員
校長
教員

(平11教委規則16・平14教委規則4・平14教委規則12・平14教委規則13・一部改正)

(専門部会)

第3条 委員会に専門的業務をつかさどるため、次の専門部会を置くことができる。

- (1) 視覚障害部会
- (2) 聴覚、言語障害部会
- (3) 知的障害部会
- (4) 肢体不自由部会
- (5) 病弱、虚弱部会
- (6) 自閉症・情緒障害部会

2 専門部会は、委員会の委員及びその他の医師、校長、教員のうちから、教育委員会が委嘱する者をもって構成する。

3 専門部会に部会長を置く。部会長は委員の互選とする。

(平11教委規則16・平14教委規則12・平14教委規則13・平21教委規則7・一部改正)

(会議)

第4条 委員会の開催は次のとおりとする。

- (1) 委員会は原則として学期1回開く。

(2) 専門部会は必要に応じて部会長が招集する。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、教育委員会事務局総合支援課において処理する。

(平5教委規則4・平14教委規則4・平24教委規則12・一部改正)

附 則

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(平成5年3月26日教委規則第4号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月29日教委規則第16号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月29日教委規則第4号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成14年9月27日教委規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年9月30日教委規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年5月27日教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年2月15日教委規則第12号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月29日教委規則第27号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。